

# コロナ禍による雇用収縮が 照らし出すもの



都留文科大学名誉教授

ごとう みちお  
後藤 道夫

労働政策研究・研修機構の2020年8月調査によれば、コロナ禍がもたらした雇用収縮（時間減、休業をふくめて）によって、賃金、雇用に何らかの影響を受けた人びとは4割であった。この小文では、コロナ禍による雇用収縮の特徴をみるとともに、その背景となっているコロナ禍前20年余の労働市場と家計維持構造の変化を検討したい。一言で言えば、制度としての「雇用」の弱体化が焦点である。

7～9月期 GDP 速報によれば、現在の日本は回復が他国よりもずっと遅れており、倒産件数も増大している。菅政権は各種の企業支援措置、個人支援措置の期限切れを2021年2月まで延ばしたが、それで打ち切りとする可能性も高い。このままではさらなる雇用収縮が起きる可能性がある。現在は、賃金大幅底上げと政府施策の緊急拡充に加え、コロナ危機を悪化させた、これまでの雇用政策と社会保障政策の立て直しに着手する必要があるだろう。

## 1

### コロナ禍による雇用変動の概要

#### a.

#### コロナ禍による離職と休業の規模

解雇、雇い止めの規模だが、厚労省の「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」は、2020年11月13日現在で累計7万人余という数字を公表している。もとよりこれは氷山の一角である。「毎月勤労統計」によると離職が対前年同月でプラスになったのは3月であり、増加分は4月が11万人、5月が17万人（6月以降はマイナス）であるため、増加分がコロナ禍によると仮定すれば、厚労省集計の少なくとも数倍が見込まれる（図1）。なお、毎月勤労統計の数値は、5人以上事業所、契約期間1ヵ月以上の労働者が対象であり、また、離職、入職には企業内の事業所間移動も含まれる<sup>1)</sup>。

離職（対前年同月増分）の規模はリーマン期とくらべると少し小さいが（図2）、今回は前代未

聞の大規模な会社都合「休業」があった。非正規労働者に限ると、4月の休業増加分（対前年同月）は240万人であり、就業者減少分と休業者増加分の合計は337万人であった。これは2019年4月の非正規労働者数にたいして15.9%という大幅な雇用収縮である。なお、会社都合等休業は、労働者が働ける状態にあつて、働く意思もあるが就業時間がゼロであり、かつ、その補償の実際の水準がひどく低いため、広義の失業状態と考えてよい<sup>2)</sup>。

なお、コロナ期は、就業者の減少、休業者の増加、就業時間の減少が合算された結果、実際に支出された労働時間の合計（「延週間就業時間」労働力調査）は、リーマン期よりも大きく減少している。

### b. 雇用減の規模

入職数の減少も大きい。離職増と入職減の結果として、6月には対前年同月で雇用者数が94万人減った（労働力調査）。これは2020年3月以降の最も大きな減少幅である。リーマン期の雇用者数対前年同月の最大の減少幅は110万人であった（2009年6月）。なお、一定以上規模の多くの企業は、勤労年齢人口減少への対処として2015年頃から正規雇用を増加させており、コロナ禍の時期でも正規雇用の増加は続いている。その分、非正規はコロナ禍による減少幅が大きくなり、対前年同月での最大減少幅は7月の131万人である。

非正規減が大きかった月を産業別にみると、製造業8月32万人、運輸／郵便8月13万人、卸売り／小売り8月19万人、宿泊／飲食サービス6月36万人、生活関連サービス5月17万人、医療福祉9月13万人、他に分類されないサービス7月22万人、分類不能9月19万人などである。

図1 コロナ期離職者と入職者対前年同月増分（毎月勤労統計）

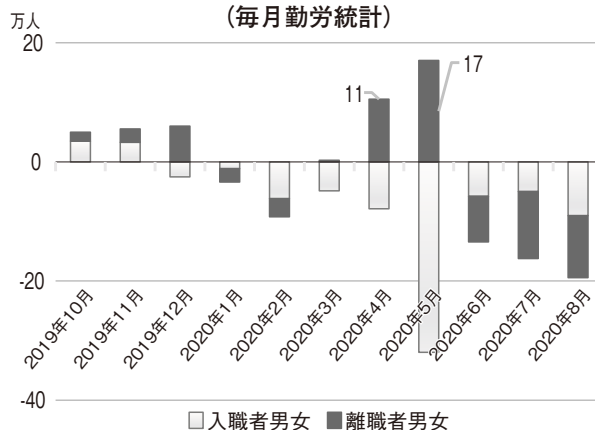


図2 リーマン期離職者と入職者対前年同月増分（毎月勤労統計）

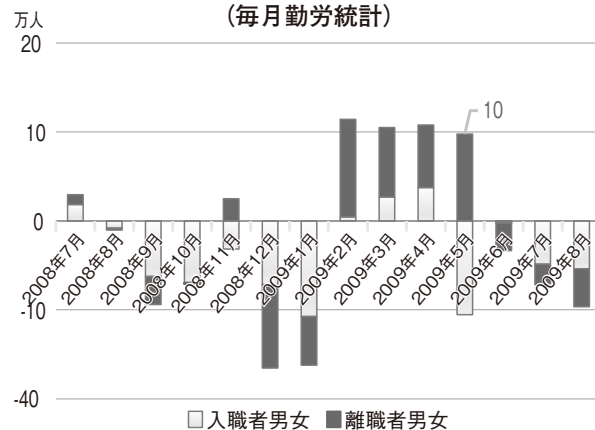


図3 リーマン期失業、非労働力等対前年同月増分（毎月勤労統計）

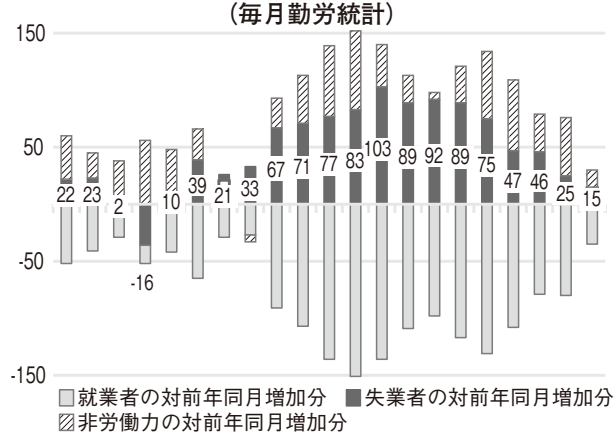


図4 コロナ期対失業、非労働力等前年同月増分（毎月勤労統計）

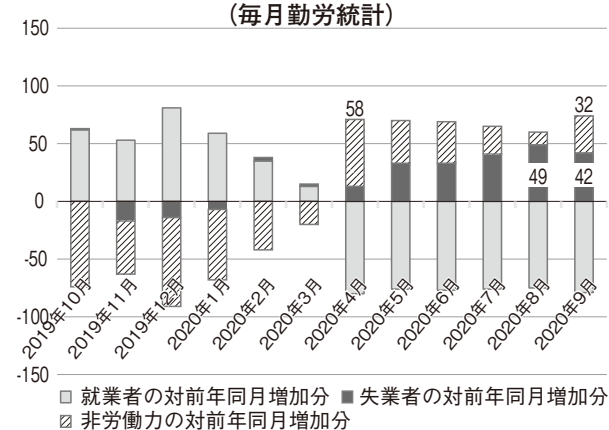


図5 コロナ期フルタイム / 短時間別離職者対前年同月増分  
 (「毎月勤労統計」)と雇用保険資格喪失者対前年同月増分

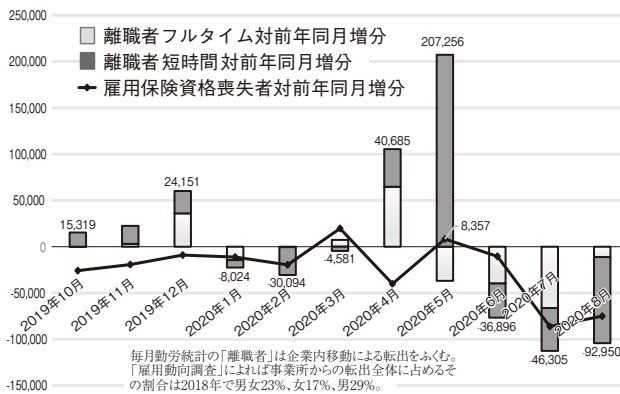
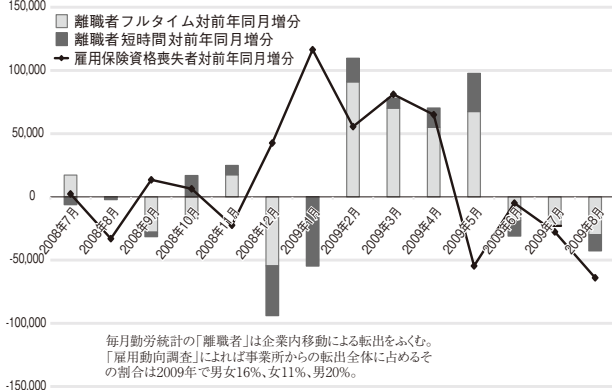


図6 リーマン期フルタイム / 短時間別離職者対前年同月増分  
 (「毎月勤労統計」)と雇用保険資格喪失者対前年同月増分



### c. 失業、非労働力の規模

失業、非労働力は増加しているが、リーマン期との比較でみると、離職増の影響はずっと限定されているようだ。図3、4はコロナ期とリーマン期の失業、非労働力の推移である。図1、2の離職者対前年同月増分と比較していただきたい。コロナ期は、失業者の増加の規模がリーマン期とくらべて、ほぼ半分である。そうなった理由だが、離職が増えても、すぐに再就職する割合が高ければ、就業者は大きく減らず、失業も非労働力もそれほど増えないはずである。そうした変化が生じていたことが予想されよう。後でふれたい。

### d. 短時間就業労働者中心の離職 雇用収縮産業の変化

図5、6には離職者対前年同月増分のフルタイム／短時間別の内訳が示されている。これを見ると、4月、5月の離職者増分は圧倒的に短時間労働者であること、これにたいし、リーマン期ではフルタイム労働者が主であったことがわかる。短時間労働者の歴史的増大については後でふれるが、2020年5月時点の各産業における短時間労働者の割合は、製造業13%、卸売り小売り43%、宿泊飲食サービス74%、全産業30%である(毎月勤労統計)。

働者であること、これにたいし、リーマン期ではフルタイム労働者が主であったことがわかる。短時間労働者の歴史的増大については後でふれるが、2020年5月時点の各産業における短時間労働者の割合は、製造業13%、卸売り小売り43%、宿泊飲食サービス74%、全産業30%である(毎月勤労統計)。

### e. 雇用保険資格喪失者の変動の少なさ

奇妙なことに、雇用保険の「資格喪失者」対前年同月増分はコロナ前とほとんど変わらない(図5)。今までは、雇用保険の資格喪失者数と資格取得者数をチェックすれば、大きな変動の際の離職と入職の全体的状況はほぼつかめた。実際、リーマン期には、資格喪失が大きく増えて、資格取得が減り、被保険者も大きく減った(図6)。

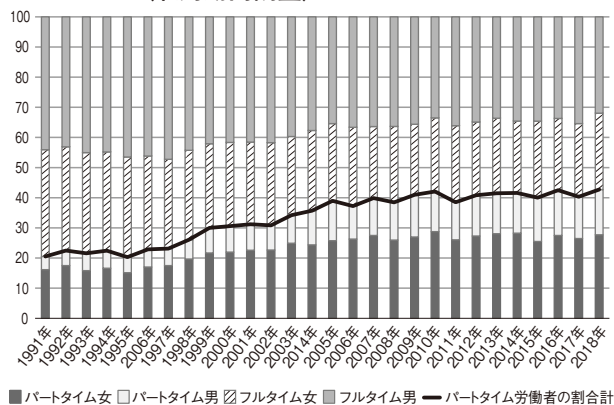
コロナ期に離職が増えても資格喪失が増えないのは、今回の離職の中心が短時間労働者であるためだろう。雇用保険は、週20時間以上で就業期間31日以上見込みの労働者を対象としているが、今回の離職者の相当部分がこの枠の外と解釈するほかはない。今回の離職者には女性が多いが、短時間労働者の多くは女性である。

このことは、現在の雇用保険が、労働市場の眼前の変動に対応できていないことを示している。これまで、雇用保険は短時間労働者の相当部分を被保険者としてこなかったが、今回は離職者のプロフィールが大きく変わり、矛盾が表面化したのである。

## 2 離職者プロフィールの 長期変動と労働市場の変容

離職者の構成は、すでにコロナ危機以前に大き

図7 離職者の男女別、就業時間別内訳の推移 (雇用動向調査)



く変わっていた。労働市場の変容は、より激しい形で、離職者構成の変化となって表れる。リーマン期は製造業フルタイム労働者が解雇、雇い止めの主力であったために、それが目立たなかったことに加え、リーマン期後の変化も激しい。

a. 離職者と就業者、短時間就業の長期大幅増大

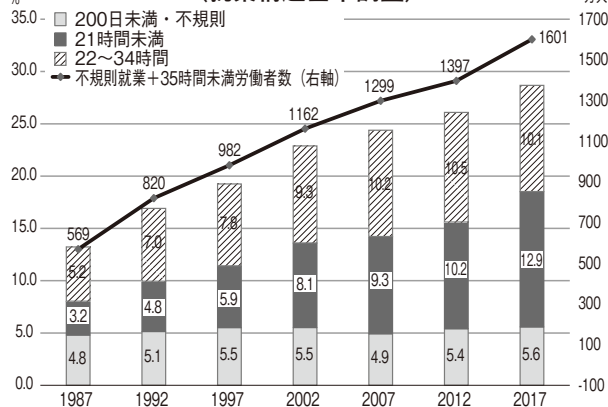
図7は雇用動向調査によって、離職者中の短時間就業割合の長期推移を示したものである。男性も女性もその比率が大きく上昇しており、男女合計では1991年20.5%、2000年30.6%、2018年42.7%という伸び方である<sup>3)</sup>。

背景には労働者全体のなかでの短時間就業者の増加がある。雇用動向調査によれば、5人以上事業所の常用労働者におけるその割合は、2000年17.7%、2018年26.4%である

5人未満事業所の労働者、臨時、日雇をふくむすべての労働者でみるとどうなるか。図8は、「就業構造基本調査」により「ふだんの働き方」ベースで、労働者全体について、不規則就業と短時間就業の割合を見たものである。不規則就業と短時間就業の合計割合は、30年間で13.2%から28.7%に、合計労働者数は569万人から1601万人に増えた。そのうち、21時間以下の労働者は140万人から723万、3.2%から12.9%への増大である。

同じく就業構造基本調査によれば、2007年から2017年の10年間の雇用者増加は193万人だが、〈不規則+20時間未満〉は256万人増であった。雇用者増がもたら〈不規則+20時間未満〉の増加によっていることがわかる。〈不規則+20時間未満〉雇用増加分の内訳は、勤労年齢が171万人(男63万人、女108万人)であり、高齢者は85万人(男32万人、女53万人)である。不規則/短時間の増加が、必ずしも、高齢者と女性に限られていないことがわかる。なお、不規則就労の増加は50

図8 役員を除く雇用者 短時間就業者と不規則就業者 (就業構造基本調査)



万人であり、そのうち高齢者が31万人をしめる。

雇用保険の就業時間基準は週に20時間だが、就業構造基本調査2017年によれば、不規則就業と20時間未満就業の労働者は859万人であり(労働者全体の15.4%)、季節労働者の一部を除き<sup>4)</sup>、この人びとには雇用保険の被保険者資格がない。

b. 〈不規則+短時間〉の野放図な拡大による「雇用規範」の後退

なお、不規則、短時間労働の長期大幅拡大は雇用保険制度の機能不全を引き起こしたばかりではない。今回の膨大な会社都合/事業都合の「休業」のうち、事業主が休業補償を拒否している事例が、特に「シフト労働」などで相当な割合にのぼっているようだ。こうした「雇用規範」の後退と短時間/不規則労働の野放図な拡大は密接な関連があろう。

「雇用」は、単なる労働力商品の売買ではなく、適切な労働時間と賃金、安全の配慮によって労働者の生活が成り立つよう、種々の規制と社会規範

のしほりをかけた労働契約の制度である。だが、もともと、短時間と不規則の労働力売買は、支払われる賃金額が労働者の生活を可能とするべきだという規範（リビングウェイズ規範）を、事業主が直接に強く意識しないですむ取引である。そのため、福祉国家諸国では短時間、不規則な労働に様々な規制をかけてきた。だが、日本では、短時間／不規則労働は、以前の季節労働を除き、「家計補助」労働に過ぎないものと位置づけられ、本格的な規制対象とされてこなかった。

本来、雇用保険を含む社会保険に短時間労働者を包括することは、短時間労働規制のもっとも重要な要素の一つである。

現在では〈不規則＋短時間〉が労働者の3割となり、さらに、業務請負、フリーランス等の新たな脱雇用型の賃労働が拡大される事態となっている。「雇用」は20世紀中庸に普及した歴史的な存在であり、コロナ禍は雇用規範の衰退が深く進行していることを、あらためて明らかにした。新自由主義による労働規制撤廃は「雇用」の破壊、つまり、労働契約を単なる商品取引契約に解消することが目標である。

### c. 非正規からの離職の長期増大

非正規の大幅増加は周知の通りだが、離職者ではどうか。雇用動向調査は2014年以降、雇用期間の定めの有無を調査しており、それによれば、離職者中の「雇用期間の定めあり」の割合は、2014年43.9%、2018年49.0%であった（労働者全体の「定めあり」割合は、それぞれ24.6%、26.3%）。

労働力調査詳細集計は、各月の1年以内に前職を離職した転職者、離職失業者、離職非労働力の数を前職の正規／非正規別に調べ、それを3ヵ月ごとの平均値として集計・公表している。この転職者、離職失業者、離職非労働力を合計して、

1年以内の離職者の数、および、前職の非正規割合を求めることができる。それによれば、1年以内離職者中の前職非正規割合は、2002年53%、2019年61.9%であった。他方、労働力調査による労働者全体の非正規率はそれぞれ29.4%、38.3%である。2019年をとると、離職者中の非正規率は労働者全体の非正規率の1.6倍である。離職者中の非正規率上昇に照応して、離職理由で雇用契約「期間満了」をあげる割合も増えている（2002年11.9%、2019年15.6%）。

### d. 転職者の離職期間の大幅な短縮と「労働力の窮迫販売」

離職がすぐに困窮につながらないためには、①雇用保険の失業給付、②貯蓄の取り崩し、③他の親族の収入、のいずれか、あるいはそれらの組み合わせに頼るほかはない。だが、後でもふれるように、この20年余の不規則／短時間労働、非正規労働の大幅増は、①②③ともに大きくその力を減少させてきた。困窮あるいは困窮の見通しのもとでの、交渉力を奪われた労働力販売——「労働力の窮迫販売」——が増加しているはずである。転職者における離職期間の短縮も、その一つの表れと考えられる。

離職期間があまりに短いと、情報収集、収集した情報の検討、新たな知識や資格の獲得など、上昇的な転職の条件をそれなりに確保することは容易ではなく、また、有利な「売り時」を待つ余裕もない。一般に転職は、解雇、雇い止め、前職の不都合な状態、あるいは、前職に満足できない状態などで生ずるため、再就職までの準備、調整が必要な場合が多いと考えるべきだろう。転職者の相当部分は、前職に就きながらその準備を十分にしない可能性があるが高く、「離職期間は短ければ短いほどよい」という主張は誤りである。

図9をみると、フルタイム労働者、パートタイ

図9 雇用動向調査 離職期間1年以内の転職転入者  
離職期間の急減

図9-1 離職期間1年未満転職入職者のうちの  
離職期間1ヶ月以内の割合 フル・パート計

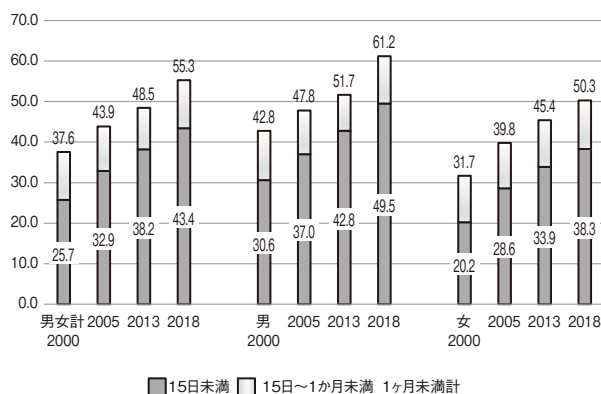


図9-2 離職期間1年未満転職入職者のうちの  
離職期間1ヶ月以内の割合 フルタイム労働者

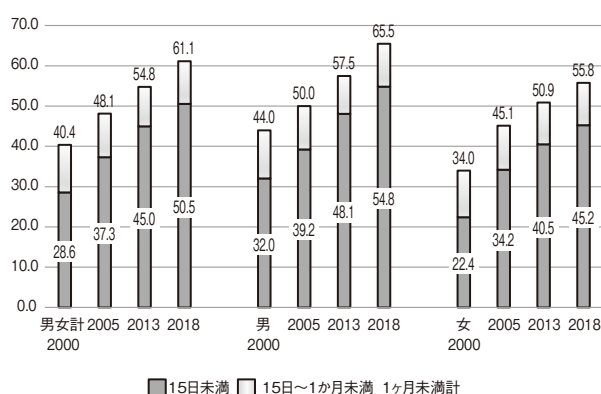


図9-3 離職期間1年未満転職入職者のうちの  
離職期間1ヶ月以内の割合 パートタイム労働者

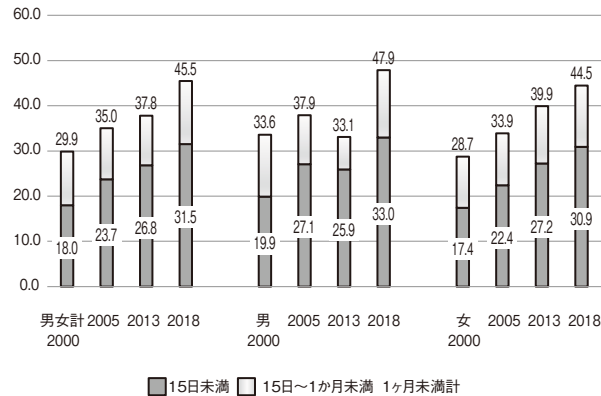
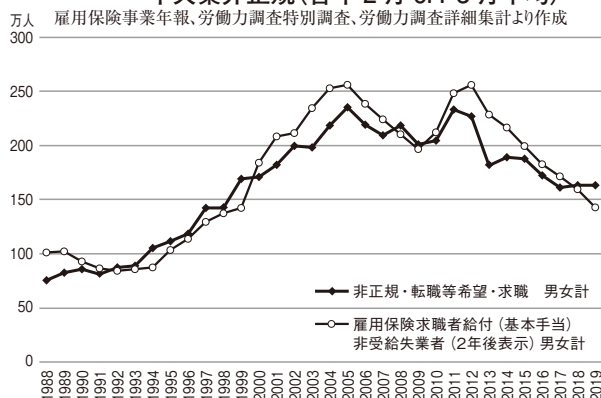


図10 非受給失業者(2年遅れ表示)と  
半失業非正規(各年2月 or 1-3月平均)



ム労働者ともに、転職者の離職期間が大幅に短くなっていることがわかる。フルタイム労働者では、2週間以内の転職が2000年29%、2018年51%という短縮ぶりである。これは、労働力の窮迫販売が拡大していることの一つの表れと解釈できよう。

なお一般に、有効求人倍率が高い場合にも転職者の離職期間は短縮される。有効求人倍率はリーマン期を除いて、2003年頃からは上昇傾向にあるため、離職期間の短縮の主要因を有効求人倍率の上昇に求め、「労働力の窮迫販売」の問題ではないとする見方もあるかもしれない。だが、「労働力の窮迫販売」の程度に関連が深い非正規率、有効求人倍率のそれぞれ、および、その両者を独立変数とし、離職期間2週間未満の割合を被非説明変数とする2000年～2018年の回帰分析を行った結果、離職期間2週間未満割合の変化をもっともよく説明できるのは、非正規率と有効求人倍率との組み合わせであり、ついで、非正規率単独、有効求人倍率単独の順であった。

### e. 半失業非正規と非受給失業者

労働力の窮迫販売を余儀なくされる離職者は、非正規職に就く場合が多い。しかし、不安定雇用、無権利、低賃金の非正規職では生活の見通しがつかず、働きながら転職、追加就業を模索する「半失業」の状態となる割合も多いはずである。したがって、非正規で転職等を希望し求職活動をしている半失業非正規の数は、労働力の窮迫販売の広がりを示す一つの指標と考えてよいだろう。

図10は半失業非正規数(各年2月、1-3月平均)の推移を示し、それを、失業給付を受けていない失業者数(年度平均、2年遅れ表示)と比較したものである。半失業非正規の数は、非受給失業者の2年遅れ表示の線に驚くほど近い軌跡を描

く。失業給付を受給していない失業者の増減は、1～2年後には、ほぼそのまま転職等を希望する非正規労働者の増減となって表れるのである。これは、無保障の失業→労働力の窮迫販売→半失業非正規という移行と解釈できよう。

### 3 世帯員の「多就業化」と男性賃金の長期大幅低下

男性賃金の長期大幅下落は、多くの世帯員を労働市場に引き出した。「労働力の価値分割」が、脆弱な規制と低賃金の下で野放図に進行し、みのわ 蓑輪明子あきこのいう「多就業化」が進んだのである。日本の労働力率の上昇は、低賃金・短時間就業の大幅増加によって実現したものであり、もともと、GDPの増加を引き起こしにくい形のものであった。「多就業化」による新たな低賃金・短時間の労働力を吸収したサービス業、販売業がコロナ禍で打撃をうけたため、「多就業化」で支えられてきた、さまざまなタイプの低所得世帯、中所得世帯が困難に陥った。しかし、低賃金／短時間の労働を支える制度は放置、あるいは脆弱化されたままであったため、居住、食料に困窮する多様な人びとが出現した。各地の食料配布に学生が群がるという光景は、こうした過程の産物である。

#### a. 女性の就業率の上昇と異常な低賃金の持続

女性就業率の増加は男性の賃金低下から二重のルートで影響を受けている。ひとつは男性の賃金低下が無配偶者の割合を高め、単身者、親元無配偶者が増加しているためであり、もう一つは夫婦がいる世帯の家計維持で女性が相当額の収入を要請されることが増えたためである。子育て世帯の例を挙げると、末子が11歳未満で夫所得300～

400万円未満の世帯における母親の就業率は、1997年45%、2007年53%、2017年71%と、この20年で急速に上昇した（就業構造基本調査）。

もともと、日本の女性賃金は異常に低いままに放置されてきた。日本型雇用慣行の裏面である、女性労働を「家計補助」と見る枠組みは、日本型雇用そのものが大きく後退した現在でもなお強い影響をもっている。「異常」という言葉を用いたのは、フルタイムで働いて、なお、単身者の「ふつうのミニマム」の生活に届かない賃金額が多いからである。2017年就業構造基本調査によれば、25～54歳の女性労働者の賃金年収は、250万円未満が60%にのぼる。35時間以上就業者（200日以上就業）に限っても40%である（300万円未満は53%）。だが、なかざわしゅういち 中澤 秀一監修の全労連調査では、25歳単身者がアパートを借りて「ふつう」に暮らせる、ミニマムの年額所得（税込み）は、どの地域でも270万円～300万円程度であった。

こうした状況の矛盾が端的にあらわれるのは、女性の単身者および二人以上世帯世帯主が非正規労働者の場合であろう。2002年から2019年で、女性勤労年齢人口中の単身者および2人以上世帯世帯主の割合は、13.9%から16.8%に増えたが、そのうちの非正規労働者割合は23.9%から33.1%に増えている。

#### b. 学生就業率の上昇と脆弱な経済基盤

学生の就業率は、とくに近年大きく上昇した。労働力調査によれば、24歳以下の学生（大学、大学院、短大、高専、専修学校）の就業率は2015年32.5%（119万人）から2019年46.2%（172万人）に上昇している。4年間で53万人の増加であり、同じ期間の勤労年齢女性の増加分175万人とくらべると、その大きさがわかる。「多就業化」によって学生の進学、修学を支えるケースが増えて

いることは明らかであろう。

2019年で見ると、親元から通う割合は、学生全体で71%、学生労働者では75%である。親の収入は親元学生の方が低く、親元から通う学生の49.2%は就業しているが、その平均賃金額は独り暮らしの学生労働者のそれよりも多い。2017年就業構造基本調査によれば、親元学生労働者がいる世帯の32%は年収が600万円未満である<sup>5)</sup>。なお、この600万円という世帯収入額は、そこから公租公課と親の勤労必要費用を除き、親元学生の学費と生活費の平均額である167万円（四年制昼間学生支援機構2016年調査）を引くと、生活保護制度による四人世帯の「最低生活費」の全国平均値327万円を下回る。少なからぬ親元学生就業者にとって、コロナ禍による解雇、休業、賃金減は、端的に親元世帯と自分の生活を脅かすものだったのである。

なお、独り暮らし学生には、地元我希望する大学等がないために無理をして親元を離れている場合も少なくない。2017年就業構造基本調査によれば、独り暮らしの学生労働者の場合、「主な収入の種類」（最も多い収入）が自分の賃金収入であると答えた割合は51%（2002年37.1%）である。この学生たちの一部が、コロナ禍で食べ物にも事欠く事態になったのは不思議なことではない。政府による学生支援措置は事態に見合っていない。

### c. 男性賃金の長期大幅下落

紙幅の関係があるため詳細は他に譲るが、図11は就業構造基本調査によって、年齢別に男性雇用の年収分布の変化を示したものである（2012年の消費者物価で調整済み）。30歳代、40歳代の賃金年収分布の大幅な落ち込みが鮮明である。世帯形成にいたらない労働が大幅に増えるとともに、家計維持における男性所得の比重が下がり、人び

図 11 男性雇業者年収分布(2012年消費者物価による実質値)就業構造基本調査より

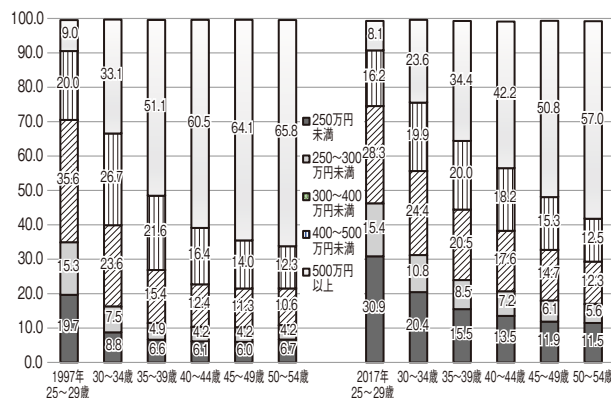
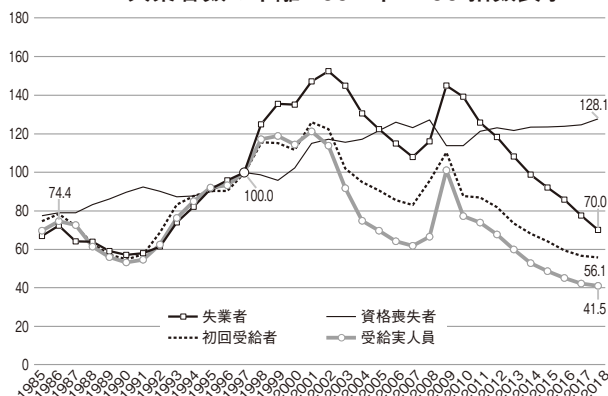


図 12 雇用保険 初回受給者数、受給実人員と失業者数の乖離 1997年=100 指数表示



との労働と生活の多くの局面で大きな変化がもたらされた<sup>6)</sup>。

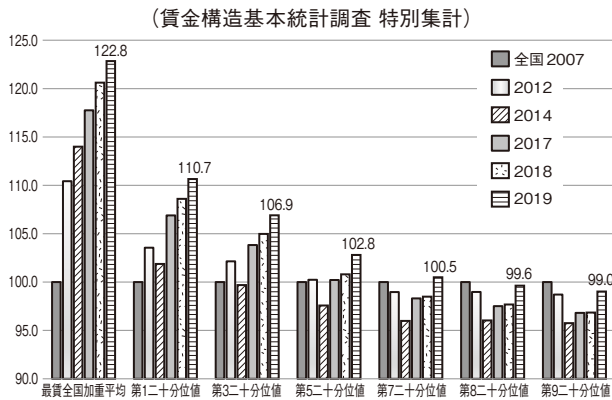
### d. 雇用保険の縮小と〈保険給付を受ける余裕がない〉労働者

激しい非正規化を促進し、労働力の窮迫販売を出現させ、賃金低下の趨勢を後押ししたものに雇用保険制度の大規模な制度改悪がある。2000年、2003年、2005年に行われたものである。紙幅の関係で詳細は他に譲るが、図12をみると、雇用保険の失業給付の受給者を表す2本の線と失業者を表す上線が、この制度改悪期以降、大きく乖離しはじめ、現在では、給付の規模が非常に小さくなっている。制度改悪と非正規化、短時間化は相乗効果を起こし、雇用保険から排除される労働者を増やすとともに、雇用保険の被保険者であっても給付が受けられない、あるいは受給資格があってもそれを受ける〈余裕〉のない人びとが増大した。

「失業」できる〈余裕〉は、失業給付の縮小、貯蓄の縮小、年功型賃金の後退による世帯主の所



図13 5人以上企業所定内時間当たり給与 実質二十分位値  
指数表示(2007年=100)



得減によって、縮小した。低い賃金は、雇用保険にかぎらず、傷病手当、育児休業給付などの場合にも、給付を受ける選択を困難にする。

コロナ禍による危機は、改めて、日常の労使関係のなかでリビングウェイズ規範が守られることの重要性をうきぼりにした。現在は特に最賃の大幅引き上げが重要である。男性も女性も、フルタイムでふつうに暮らせる賃金水準の確保を軸とした努力が必要であろう。これは実際の賃金変動にも対応した方向性である。図13に示されているように、2007年から2019年の変化を見ると、5人以上企業労働者の第7二十分位までが、実質値で所定内時給が上昇していることがわかる。しかし、上がり方は二十分位の上位ほど小さく、第8分位以上は時給が低下している。近年の賃金上昇をリードしているのは最低賃金であることが明白である。だが、2020年の最低賃金据え置きに垣間見られてたように、中位、上位階層の賃金上昇と最低賃金上昇が切り離されていると、最低賃金引き上げにはブレーキがかかりやすい。最低賃金の大幅上昇を勝ち取るとともに、すべての賃金階層で連携して相応の賃金上昇を勝ち取る、こうした考え方が、賃金引き上げ全体にとってもリアリティをもってきているのではないか。

厚労省は雇失業給付の給付制限期間を従来の3ヵ月から2ヵ月に短縮し、傷病手当が制度化されていない国民健康保険に加入している労働者への傷病手当支給を新型コロナウイルスによる療養にかぎり、承認した。賃金の大幅底上げで眼前の社会危

機に立ち向かい、緊急支援措置の維持・拡充を要求しながら、こうした変化をより大きな制度改善につなげる努力をする必要がある。

- 1) 「雇用動向調査」は通常の意味の離職と企業内事業間移動の数値とを調査している。2018年では、事業所間の出入り全体の23%が企業内事業所間移動であった。
- 2) 労働政策研究・研修機構の2020年8月調査によれば、休業を指示された非正規労働者への補償はゼロが33%、一部のみが24%、減少分の半分以上が43%であった。
- 3) 雇用動向調査におけるパート、フルの区分は一定の就業時間で区切ったものではなく、事業所ごとの「一般労働者」とそれ以外という区分によっている。
- 4) 2018年度では、不規則就業の一部である季節労働者のうち、10万人弱が雇用保険の「短期雇用特例」の被保険者となっている。
- 5) 18歳の高校生を含む。
- 6) 『経済』2020年3月号の後藤の発言を参照されたい。

ごとう みちお 都留文科大学名誉教授。一橋大学社会学研究科博士課程単位取得。専攻は社会哲学・現代社会論。福島県出身。現代日本の貧困を〈開発主義国家体制と日本型雇用の崩壊〉の視点から分析し、貧困に対処する提言を行っている。主な著書：『収縮する日本型〈大衆社会〉』（旬報社、2001年）、『反「構造改革」』（青木書店、2002年）、『戦後思想ヘゲモニーの終焉と新福祉国家構想』（旬報社、2006年）、『ワーキングプア原論』（花伝社、2011年）、共編著『失業・半失業者が暮らせる制度の構築』（大月書店、2013年）、共編著『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』（大月書店、2018年）